

第4章 地区整備構想

4 1 重点整備地区および特定経路

4 - 1 - 1 重点整備地区

重点整備地区とは、バリアフリーのための事業を重点的かつ一体的に実施する必要がある地区として定めるものである。

ただし、重点整備地区内にある全ての道路等が、他よりも優先的にバリアフリーのための事業の実施に供されるとは限らない。

なお、重点整備地区は、以下の事項に留意して定めることが必要である。

- ・ 特定旅客施設（阪急南茨木駅）から徒歩圏にあること。
- ・ 高齢者、身体障害者等が利用する相当数の施設を含むこと。

（1）徒歩圏域の把握

基本構想策定対象地区である阪急南茨木駅について、その徒歩圏（おおむね500m～1km以内の範囲）を図4-1-1に示す。

なお、今般は、以下の理由により、阪急南茨木駅周辺における重点整備地区を駅からおおむね500mの範囲を目安にして設定することとした。

- ・ 南茨木駅から500m以上1km以内の範囲には、公共交通機関利用のうえ徒歩という手段で利用するような公共施設が少ない。
- ・ その範囲にある公共施設を利用する場合でも、南茨木駅以外の駅や他の交通機関を利用する可能性が高い。

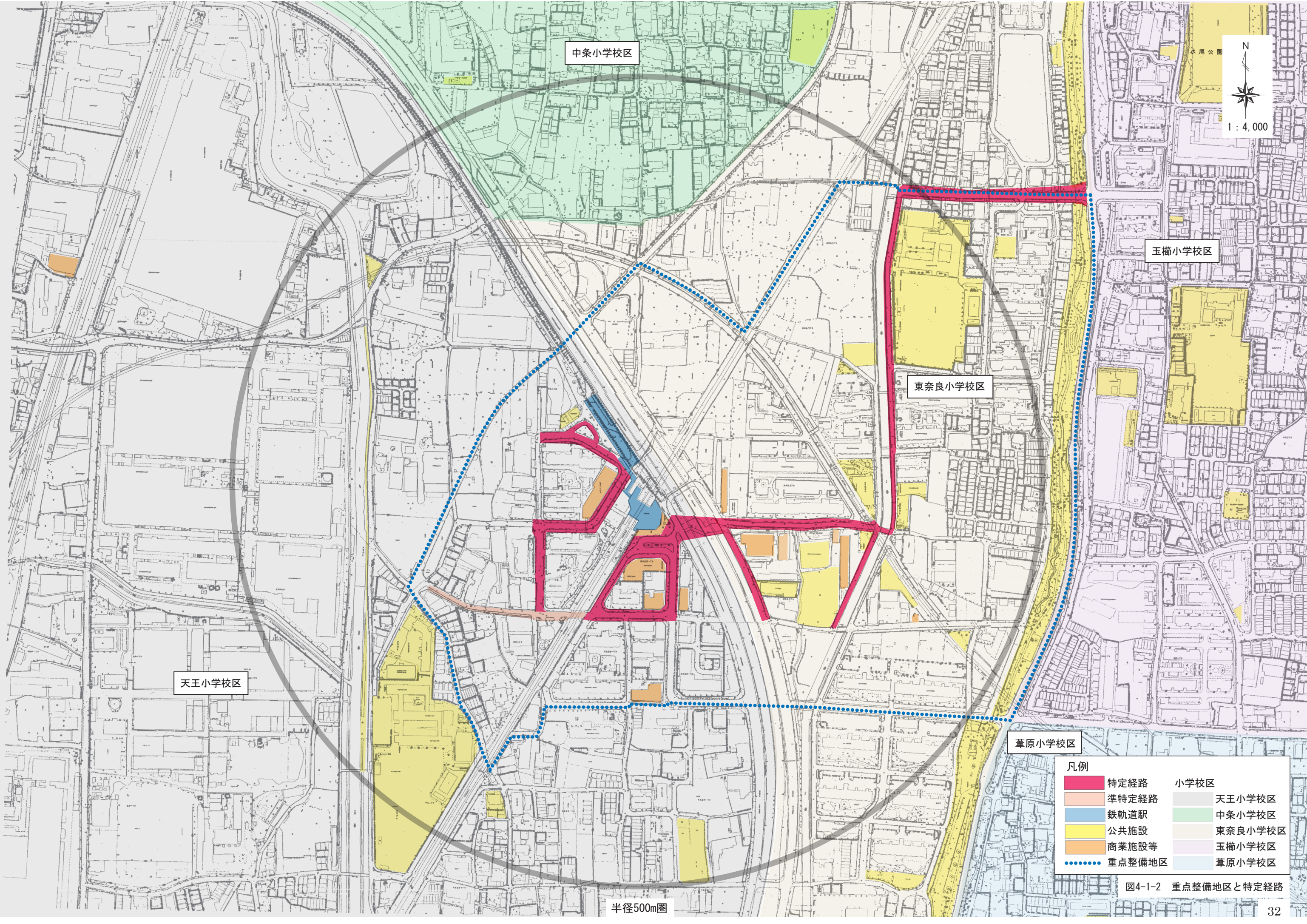
（2）重点整備地区境界の設定

重点整備地区境界は、町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めるよう決められていることから、今般、阪急南茨木駅周辺における重点整備地区境界について、以下のように設定した（図4-1-2参照）。

- ・ 東：桜通り
- ・ 北～西：阪急京都線、JR貨物線、都市計画道路（畑田太甲線）等
- ・ 南：都市計画道路（沢良宜野々宮線）等



図4-1-1 南茨木駅徒歩圏域



N
1 : 4,000

中条小学校区

玉櫛小学校区

東奈良小学校区

天王小学校区

葦原小学校区

凡例	
	特定経路
	準特定経路
	鉄軌道駅
	公共施設
	商業施設等
	重点整備地区
	小学校区
	天王小学校区
	中条小学校区
	東奈良小学校区
	玉櫛小学校区
	葦原小学校区

半径500m圏

図4-1-2 重点整備地区と特定経路

4 - 1 - 2 特定経路

特定経路とは、移動円滑化（バリアフリー）のための事業が実施される重点整備地区内において「該当特定旅客施設と高齢者や身体障害者が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設との間の経路」として定めるものである。

これに従い、今般、阪急南茨木駅周辺における重点整備地区内において、特定経路（一部準特定経路^{（注）}）として図4-1-2に示すとおり設定した。

なお、本特定経路設定を設定するにあたっては、以下に示す各点に留意した。

- ・ 阪急南茨木駅と、その500m以内の範囲にある公共施設、商業施設を結ぶ経路とする。
- ・ 駅東側は、南茨木駅～ニッショーストア～文化財資料館～東奈良公民館～東奈良小学校～桜通りを結ぶ経路、および、南茨木駅～老人福祉センター（建設中）田中病院をそれぞれ結ぶ経路とする。
- ・ 駅西側は、南茨木駅～郵便局～交番を結ぶ経路、および、駅前の商業施設～天王小学校を結ぶ経路とする。
- ・ 駅東側と駅西側は、駅構内自由通路、および、駅南側の阪急京都線の踏切で結ばれる経路とする。

（注） 「準特定経路」： 多くの歩行者に供されるという意味で特定経路と同等に重要な経路であると認識するが、歩道の現況を勘案した場合、整備の基本目標年次である2010年までに道路の移動円滑化基準（特に有効幅員2mの確保等）を満足させることが困難であるもの。

なお、これら経路については、移動円滑化基準に即して可能な限りの整備を行うものとする。